[別表第二](http://rb.gyosei.asp.lgwan.jp/reiki2d1d/reiki_word/10788002043004301.doc)(第二十条関係)

扶養義務者等徴収金額

|  |  |
| --- | --- |
| 税額等による階層区分 | 徴収金の額 |
| 階層 | 税額等 | 通所以外の場合(母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合を除く。) | 通所の場合及び母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合 |
| A | 生活保護世帯等及び支援給付世帯等 | ― | ― |
| B | 市町村民税非課税世帯等(生活保護世帯等及び支援給付世帯等を除く。) | 月額　二、二〇〇円 | 月額　一、一〇〇円 |
| C1 | 所得税非課税世帯等(生活保護世帯等、支援給付世帯等及び市町村民税非課税世帯等を除く。) | 均等割課税世帯等(所得割課税世帯等を除く。) | 月額　四、五〇〇円 | 月額　二、二〇〇円 |
| C2 | 所得割課税世帯等 | 月額　六、六〇〇円 | 月額　三、三〇〇円 |
| D1 | 所得税課税世帯等(生活保護世帯等、支援給付世帯等及び市町村民税非課税世帯等を除く。) | 世帯等所得税額 | 一五、〇〇〇円以下 | 月額　九、〇〇〇円 | 月額　四、五〇〇円 |
| D2 | 一五、〇〇一円以上四〇、〇〇〇円以下 | 月額　一三、五〇〇円 | 月額　六、七〇〇円 |
| D3 | 四〇、〇〇一円以上七〇、〇〇〇円以下 | 月額　一八、七〇〇円 | 月額　九、三〇〇円 |
| D4 | 七〇、〇〇一円以上一八三、〇〇〇円以下 | 月額　二九、〇〇〇円 | 月額　一四、五〇〇円 |
| D5 | 一八三、〇〇一円以上四〇三、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が四一、二〇〇円を超えるときは、四一、二〇〇円) | 月額　二〇、六〇〇円 |
| D6 | 四〇三、〇〇一円以上七〇三、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が五四、二〇〇円を超えるときは、五四、二〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が二七、一〇〇円を超えるときは、二七、一〇〇円) |
| D7 | 七〇三、〇〇一円以上一、〇七八、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が六八、七〇〇円を超えるときは、六八、七〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が三四、三〇〇円を超えるときは、三四、三〇〇円) |
| D8 | 一、〇七八、〇〇一円以上一、六三二、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が八五、〇〇〇円を超えるときは、八五、〇〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が四二、五〇〇円を超えるときは、四二、五〇〇円) |
| D9 | 一、六三二、〇〇一円以上二、三〇三、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が一〇二、九〇〇円を超えるときは、一〇二、九〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が五一、四〇〇円を超えるときは、五一、四〇〇円) |
| D10 | 二、三〇三、〇〇一円以上三、一一七、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が一二二、五〇〇円を超えるときは、一二二、五〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が六一、二〇〇円を超えるときは、六一、二〇〇円) |
| D11 | 三、一一七、〇〇一円以上四、一七三、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が一四三、八〇〇円を超えるときは、一四三、八〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が七一、九〇〇円を超えるときは、七一、九〇〇円) |
| D12 | 四、一七三、〇〇一円以上五、三三四、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が一六六、六〇〇円を超えるときは、一六六、六〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が八三、三〇〇円を超えるときは、八三、三〇〇円) |
| D13 | 五、三三四、〇〇一円以上六、六七四、〇〇〇円以下 | 措置費の支弁額(その額が一九一、二〇〇円を超えるときは、一九一、二〇〇円) | 措置費の支弁額(その額が九五、六〇〇円を超えるときは、九五、六〇〇円) |
| D14 | 六、六七四、〇〇一円以上 | 措置費の支弁額 | 措置費の支弁額 |

備考

一　この表における用語の意義は、次のとおりとする。

1　「生活保護世帯等」とは世帯員(被措置者等並びに基準日において当該被措置者等と世帯及び生計を同一にしている第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者をいう。以下同じ。)の一人以上が生活保護法による被保護者である世帯又は同法による被保護者である被援助満二十歳未満児童等をいい、「支援給付世帯等」とは世帯員の一人以上が中国残留邦人等自立支援法による被支援者である世帯又は中国残留邦人等自立支援法による被支援者である被援助満二十歳未満児童等をいう。

2　「市町村民税非課税世帯等」とは世帯員の全員が均等割の額及び所得割の額を課税されていない世帯又は均等割の額及び所得割の額がない被援助満二十歳未満児童等をいい、「均等割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が均等割の額を課税されている世帯又は均等割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいい、「所得割課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得割の額を課税されている世帯又は所得割の額がある被援助満二十歳未満児童等をいう。

3　「所得税非課税世帯等」とは世帯員の全員が所得税の額を課税されていない世帯又は所得税の額がない被援助満二十歳未満児童等をいい、「所得税課税世帯等」とは世帯員の一人以上が所得税の額を課税されている世帯又は所得税の額がある被援助満二十歳未満児童等をいう。

4　「世帯等所得税額」とは、世帯員の全員の所得税の額の合計額又は被援助満二十歳未満児童等の所得税の額をいう。

5　「均等割の額」とは基準日の属する年度(基準日が四月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年度の前年度。以下同じ。)分の地方税法第二百九十二条第一項第一号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは基準日の属する年度分の同項第二号に規定する所得割(この所得割を計算する場合は、同法第三百十四条の七、第三百十四条の八並びに同法附則第五条第三項、第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項の規定は適用しないものとし、十六歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族とみなして、同項の規定を適用するものとする。)の額をいう。この場合において、同法第三百二十三条に規定する市町村民税の減免があつたときは、当該減免額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年度分の均等割の額又は所得割の額を前年度又は前々年度分の均等割の額又は所得割の額の算定の例により算定し、均等割の額又は所得割の額とするものとする。

6　「所得税の額」とは、基準日の属する年の前年(基準日が一月から六月までの間にある場合は、基準日の属する年の前々年)分の所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算(この計算をする場合は、所得税法第七十八条第一項、第二項第一号並びに同項第二号及び第三号(これらの規定中地方税法第三百十四条の七第一項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第九十二条第一項並びに第九十五条第一項から第三項までの規定、租税特別措置法第四十一条第一項、第二項及び第六項、第四十一条の二、第四十一条の三の二第一項、第二項、第五項及び第六項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第十二条の規定は適用しないものとし、十六歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族と、十六歳以上十九歳未満の同項第三十四号に規定する扶養親族を有する場合には当該扶養親族を同項第三十四号の三に規定する特定扶養親族とみなして、同法第八十四条第一項の規定を適用するものとする。)された所得税の額をいう。ただし、第二十一条第三項の申請があつた場合は、同項の事由が生じた日の属する年の所得税の額を前年又は前々年の所得税の額の算定の例により算定し、所得税の額とするものとする。

7　「措置費の支弁額」とは、その月における当該被措置者等に係る施設入所措置等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る児童自立生活援助の実施に要する費用(以下「入所措置費」という。)の支弁額(事務費(民間施設給与等改善費及び除雪費を除く。)及び事業費(月額保護単価により支弁したものに限る。)の合計額を日割りにより計算して得た額並びに事業費(月額保護単価により支弁したもの及び里親手当を除く。)の合計額をいう。)をいう。この場合において、当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等が条例第十条第一項の規定により入所等徴収金を徴収される場合は、当該入所措置費の支弁額から当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等が徴収される入所等徴収金の額を控除した額とする。

二　助産施設に入所している被措置者等に係る入所等徴収金については、当該被措置者等に係る母子保護等の実施が開始された日の属する月の初日を基準日とし、当該入所等徴収金の額は、当該被措置者等の母子保護等の実施一回につき徴収金の額の欄に掲げる額とする。この場合において、当該入所等徴収金は、当該被措置者等に係る母子保護等の実施の解除の日の属する月についての入所等徴収金とする。

三　同一月において通所以外の場合(母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合を除く。)の欄及び通所の場合及び母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事業所に入居している場合の欄に該当する場合は、通所以外の場合(母子生活支援施設に入所し、又は児童自立生活援助事務所に入居している場合を除く。)の欄を適用する。

四　被措置者等(助産施設に入所しているものを除く。)の属する世帯がB階層に属する場合において当該世帯が次に掲げる世帯のいずれかに該当するとき、又は被援助満二十歳未満児童等がB階層に属する場合は、徴収金の額の欄に掲げる額は、ないものとする。

1　第二十条第一項各号に掲げる扶養義務者のいない世帯

2　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯

3　在宅している次に掲げる者(法第二十四条第一項若しくは第二十七条第一項第三号若しくは第二項、身体障害者福祉法第十八条第二項、知的障害者福祉法第十六条第一項第二号又は老人福祉法第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置等を受けている者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項に規定する介護給付費等(同法第五条第六項に規定する療養介護及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。)の受給者を除く。)が属する世帯

(一)　身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(二)　知事又は他の地方公共団体の長から療育手帳又はこれに相当する手帳の交付を受けた者

(三)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)第五条の認定を受けた者が監護若しくは養育する同法第二条に規定する障害児又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十条第一項に規定する障害基礎年金その他これに準ずる公的年金の受給者

(四)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4　被措置者等(助産施設に入所しているものを除く。)の保護者からの申請により生活保護法第六条第二項に規定する要保護者の属する世帯その他の特に困窮している世帯であると地域県民局長が認めるもの

五　入所等徴収金の額がその月における当該被措置者等又は当該被援助満二十歳未満児童等に係る措置費の支弁額を超える場合は、当該措置費の支弁額を入所等徴収金の額とする。